

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

警察庁乙備発第15号、乙官発第14号
乙生発第11号、乙刑発第11号
乙交発第10号、乙情発第10号
令和3年9月28日
警察庁次長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態の終了を踏まえた警察の対応について（依命通達）

本年4月23日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がなされたところであるが、本日、緊急事態措置を実施すべき期間とされている本年9月30日をもって、緊急事態が終了することが公示された。

警察においては、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態における警察の対応について（依命通達）」（令和3年4月23日付け警察庁乙備発第8号ほか）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を推進してきたところであるが、各位にあっては、緊急事態の終了後も引き続き、職員等の感染防止のための取組を徹底し、各都道府県における感染状況やまん延防止措置等を踏まえつつ必要な措置を講じるほか、再度、感染が拡大する場合に備えるなど、国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年10月10日作成）等に基づく対策に万全を期されたい。

なお、前記通達は、令和3年10月1日をもって廃止する。

命により通達する。